

特定の運転者に対する特別な指導（運輸規則第38条第2項）

指導運管者

初任運転者の特別な教育指導記録簿(貸切)

運転者氏名		指導者		指導場所	休憩室・車庫	初任診断受診日	2025/12/15
-------	--	-----	--	------	--------	---------	------------

内 容		実施年月日	時間
1	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守も含む）、道路交通法（無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止等の交通ルール）を理解させ、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させた。	2025年12月9日	9:00 ～ 10:00
2	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の他の車両との差異を理解させた。また、日常点検の実施方法を指導した。使用車種区分（ <u>大型</u> ・中型・小型）	2025年12月9日	13:00 ～ 15:00
3	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 シートベルトの着用の徹底他運行及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。	2025年12月11日	9:00 ～ 10:00
4	危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用い、交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導した。また、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分（ <u>大型</u> ・中型・小型）の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。	2025年12月12日	9:00 ～ 10:00
5	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置（※ASV：1. 2. 3. 4. 5）を備える貸切バスを運転するため、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる事を説明し、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させた。	2025年12月16日	9:00 ～ 10:00
6	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 安全運転の実技の際のドライブレコーダーの記録を使用し、運転者自身の運転特性を把握させ是正のために必要な指導を実施した。	2026年1月17日	8:00 ～ 12:00
※ ASVとは1. 衝突被害軽減装置 2. 車線逸脱警報装置 3. 車線維持支援装置 4. 車両安定性制御装置 5. ふらつき注意喚起装置		計	10:00

7	安全運転の実技																
	実際に運行する可能性のある経路（ 高規格・旭川方面等 ）で、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型・中型・小型）の自動車を運転させ、安全な運転方法について添乗により指導を実施した。 雪道（夜間）の運行を行う運行経路（時間帯）における指導を実施した。 運行経路（ ①高速道路 ②坂道 ③隘路 ④市街地 ⑤その他 ）																
(1)	2025年 12月 16日	12:30 ~ 15:05	経路	深川市内	(2)	2025年 12月 24日	9:00 ~ 16:05	経路	留萌・遠別・霧立 峠・士別方面	(3)	2025年 12月 25日	9:00 ~ 15:15	経路	北竜・御料峠・増 毛・留萌方面	備 考		
(4)	2026年 1月 5日	9:30 ~ 18:00	経路	遠軽方面	(5)	2026年 1月 9日	8:45 ~ 16:10	経路	旭川・富良野・芦 別・滝川方面	(6)	2026年 1月 10日	8:40 ~ 13:00	経路	多度志・北竜・雨竜 方面			
※ 安全実技のチャート、ドライブレコーダーの20時間分の記録の保存が必要（3年間）														(告示基準は20時間以上)		計	20:08

上記の指導を、運転者としての選任日（ 2026年 2月 1日）の前に実施した。

運轉車種 (大型) 中型・小型

適切な運転が行われているか確認

(運転者の署名：指導終了後に記入) 上記の通り指導を受けました。

2026 年 1 月 17 日

氏名

初任運転者の特別な指導 効果確認	運行日(実車)	確認者(添乗者)	確認内容	ドライブレコーダファイル名
	2026年 2月 5日		初任運転者実技教育 実車は正指導項目による	R8.2.6 実車教育是正指導

※ 事業者はドライブレコーダーの記録（１５分間程度）の確認（又は添乗等）により、特別な指導実施後（２週間以内の実車運行）に習得の程度を把握し指導を行う必要あり。
指導後３年間の保存の義務あり。